

FIT (2) 設備認定の課題

朝野 賢司

本連載では固定価格買取制度(FIT)の今年度における変更点と、今後の見直しに向けた論点を解説している。今回は設備認定について考えてみたい。

我が国の FIT において、当該年度の買取価格が適用されるのは、ドイツ等のように設備の運転開始時点ではなく、エネ庁による設備認定を経て、電力会社へ正式な接続契約申込時点で確定される(図)。この認定制度の長所は、認定によって買取価格を確定してから、設備発注等が可能となるため、事業へのファイナンスが手当しやすくなることだ。

他方で、短所として、認定と実際の運転開始が乖離(かいり)する問題が挙げられている。特に非住宅用の太陽光発電(PV)の設備認定容量は4月末時点で6562万^{キロワット}に対して、実際に運転開始した設備は約11%の736万^{キロワット}に過ぎない。

認定の運開の乖離で懸念されるのが空枠取りである。これは買取価格の権利を先に獲得し、PVパネルの価格が安くなるまで意図的に運開を遅らせる、あるいは当初から発電事業は念頭もなく買取価格の権利転売だけを目的としたブローカー等の行為を指す。空枠取りの横行は、健全な事業者の排除につながる。電力会社の電力系統への接続は申込順であるため、空枠取りは認定を受けると、買取価格だけでなく、系統接続の権利も獲得している。この結果、運開時点が早いか遅いかというプロジェクトの熟度が全く考慮されておらず、書類申請の申し込み順だけで、系統接続の優先順位が確定されることになる。

そこで今年度から①50^{キロワット}以上のPVは、180日以内に場所及び設備を確保できない場合は認定を失効とすること、②同一事業地に大規模PV設備(例：高圧連系となる50^{キロワット}以上の設備)を、意図的に小規模設備(例：低圧連系となる50^{キロワット}未満の設備)に分割し、複数案件として電力会社と接続協議する分割案件を認定しないこと、が決まっている。

ただ、依然、今年度のPV買取価格は高水準であるため(本連載第1回)、今年度も認定は莫大になるだろう。現行の認定はPVの投資環境整備に偏りすぎている。非住宅用PVの認定は一時的な停止を検討すべきだが、今後も認定制度を継続する場合、効率的な制度運用が求められる。例えば、①認定量に年間上限を設け入札を経た認定、②接続検討の結果を踏まえた認定(あるいは系統制約が顕在化している地域での認定の一時保留)をし、同時に、現在、事前接続検討を行っていない低圧連系についても、接続検討の対象とする等が考えられる。

